**○○センター指定管理者評価点加減算制度について（募集時提示資料）**

１．定　義

指定管理期間中のモニタリングによる平均評価で、「Ｓ」・「Ａ」ランクの優秀事業者に対して下記の優遇措置を設け、次期公募選定時に反映することができる。

２．加算・減算の対象となる評価実績

反映の対象は原則として、選定作業を行う年度の前年度までの評価の結果とする。

３．加減算率の範囲

選定における評価点の加減算は、評価結果の内容により定められた範囲内で、施設所管課が決定する。

「Ｓ」評価の場合 ：総配点の１０％（上限）を総得点に加算

「Ａ」評価の場合 ：５％

「Ｂ＋、Ｂ」評価の場合 ：加算なし

「Ｃ、Ｃ－」評価の場合 ：▲５％

「Ｄ」評価の場合 ：改善状況等を調査・検討した結果、やむを得ないと判断され

　　　　る場合は、次回選定時において指定管理者候補として選定し

　　　　ないことも検討

４．実施の条件

本制度に基づく加減算は、次期指定期間においても、指定業務及び指定管理者が以下の同一性すべてを満たすことを条件として実施する。

（1）事業者の同一性

現指定管理者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。また、グループである場合は、構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められること。

（2）事業内容の同一性

対象となる施設の「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び施設で行われる事業内容に大幅な変更がないこと。

（3）施設の同一性

対象となる施設の指定管理者指定の単位や、複数施設を一括で又はグループ化のうえ指定する場合には、その構成施設に大幅な変更がないこと。